

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域指定要領

1 趣旨

この要領は、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号。以下「法」という。）第7条の5の定めるところにより都道府県知事（以下「知事」という。）が行う高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定についての基本的な考え方、標準的な手続等を示すものである。

2 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定（変更）の手続

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域は、次の手続を経て指定（又は変更）するものとする。

- (1) 事前に水産担当部局、畜産（養蜂を含む。）担当部局、農業（養蚕を含む。）及び農薬担当部局、環境保全担当部局、文化財担当部局、建設担当部局等必要な関係部局と連絡協議の上、森林病虫害等防除連絡協議会の意見を聴いて高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）を作成する。
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）について関係市町村長の意見を聴く。
- (3) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。
- (4) (3)の答申を得た後、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を公表し、関係市町村長に通知するとともに、農林水産大臣に報告するものとする。ただし、都道府県の区域を超えて、特定原因病害虫による被害が拡大するおそれがある場合として森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35条）第3条の2で定める場合においては、当該報告に代えて、農林水産大臣に協議し、その同意を得ることとする。

3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定の基本的な考え方

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定に当たっては、当該都道府県の森林の分布及びその有する機能、被害の動向等を踏まえ、「森林病虫害等防除法の一部を改正する法律の施行について」（平成9年4月1日付け9林野造第100号）の第2の(4)及び(5)に適合する森林の区域について指定するものとする。

なお、樹種転換等により特定森林でなくなった森林については、適宜指定の解除を行うこととする。

4 様式等

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を様式1及び様式2により定める

とともに、縮尺20万分の1の地勢図等に高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を図示して付属図とする。

様式1 高度公益機能森林の区域等

市町村	区 域	面 積	保全目的
	小 計		
	小 計		
県 計			

- (注) 1 区域の表示については、地域森林計画対象特定森林にあつては、林小班、地域森林計画の対象となっていない特定森林については、大字、字とする。
- 2 対象区域について、その分布の状況、その存する地域の地勢、その被害の状況、保全目的等から一体として被害対策を行うことが必要な場合は、その区域ごとに計上することとする。
- 3 面積欄には、当該市町村に含まれる高度公益機能森林の面積の合計を記載する。
- 4 面積は、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。
- 5 保全目的欄には、当該高度公益機能森林が果たすべき役割等を記入する。

[記入例]

①海岸部の飛砂防備、防風機能、②水源のかん養機能、③土砂の流出防備・崩壊防備機能、④観光地、景勝地としての風致機能、⑤都市周辺における保健・休養機能など

様式2 被害拡大防止森林の区域等

市 町 村	区 域	面 積
県 計		

- (注) 1 面積欄には、当該市町村に含まれる被害拡大防止森林の面積の合計を記載する。
- 2 区域及び面積は、様式1の注1～3により表示する。

樹種転換促進指針策定要領

1 趣旨

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号。以下「法」という。）第7条の6第1項の定めるところにより都道府県知事（以下「知事」という。）が行う樹種転換促進指針の策定について、その内容、標準的な手続等を示すものである。

2 樹種転換促進指針策定（変更）の手続

樹種転換促進指針は、次の手続を経て策定（又は変更）するものとする。

- (1) 事前に必要な関係部局（別紙1、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域指定要領の2の(1)に準ずる。）と連絡協議の上、森林病虫害等防除連絡協議会の意見を聴いて樹種転換促進指針案（変更案）を作成する。
- (2) 樹種転換促進指針案（変更案）について関係市町村長の意見を聴く。
- (3) 樹種転換促進指針案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。
- (4) (3)の答申を得た後、樹種転換促進指針を公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知する。

3 樹種転換促進指針において定める事項

(1) 樹種転換に係る施業に関する事項

ア 被害状況、立地条件及び植生の遷移を勘案の上、被害程度が激甚な特定森林や標準伐期齢を超える特定森林など樹種転換の積極的かつ計画的実施が必要な特定森林に関する事項を記載することとする。

イ 被害対策としての効果及び合理的な森林施業の確保を図るため、樹種転換樹種の選定、抵抗性を有する特定樹種の種苗の供給体制の整備等に関する事項について必要に応じて記載することとする。

(2) 森林組合等による樹種転換の促進に関する事項

森林組合への施業委託の促進及び県林業公社等との分収造林方式の採用など樹種転換の促進を図る上で森林組合等の果たすべき役割等について記載することとする。

(3) その他

被害木の利用促進など樹種転換の促進を図る上で必要な事項について記載することとする。

地区防除指針策定要領

1 趣旨

この要領は、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号。以下「法」という。）第7条の9第1項の定めるところにより都道府県知事（以下「知事」という。）が行う地区防除指針の策定について、その内容、標準的な手続等を示すものである。

2 地区防除指針策定（変更）の手続

地区防除指針は、次の手続を経て策定（又は変更）するものとする。

- (1) 事前に必要な関係部局（別紙1、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域指定要領の2の(1)に準ずる。）と連絡協議の上、森林病虫害等防除連絡協議会の意見を聴いて地区防除指針案（変更案）を作成する。
- (2) 地区防除指針案（変更案）について関係市町村長の意見を聴く。
- (3) 地区防除指針案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。
- (4) (3)の答申を得た後、地区防除指針を公表するとともに、関係市町村長に通知する。

3 地区防除指針において定める事項

(1) 地区実施計画の対象とする特定森林の基準に関する事項

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林であって、その位置及び規模からみて、自主防除措置を的確に行わないとすれば、当該特定森林に発生している被害が、高度公益機能森林に拡大するおそれがあると認められるものに関する基準として、当該都道府県における特定森林の分布状況、土地利用の状況、高度公益機能森林の分布状況を勘案し、位置及び規模など地区実施計画の対象とし、自主防除措置の実施を推進すべき特定森林の選定に当たって必要な事項を記載することとする。

(2) その他地区実施計画の指針となるべき事項

自主防除措置（樹種転換及び薬剤による防除を除く。）の選択の基準、特別伐倒駆除の実施に当たって留意すべき事項等地区実施計画の指針となるべき事項について記載することとする。

地区実施計画策定要領

1 趣旨

この要領は、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号。以下「法」という。）第7条の10第1項の定めるところにより、市町村（法第7条の9第2項の規定に基づき都道府県知事（以下「知事」という。）が地区防除指針において定める基準に適合する特定森林が区域内にある市町村をいう。）が行う地区実施計画の策定について、その内容、標準的な手続等を示すものである。

なお、地区実施計画の策定に当たっては、この要領のほか、別紙1から3の要領にも留意されたい。

2 地区実施計画策定（変更）の手続

地区実施計画は、次の手続を経て策定（又は変更）するものとする。

- (1) 事前に必要な関係部局（別紙1、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の指定要領の2の(2)に準ずる。）と連絡協議を行うとともに、特別防除を計画する市町村においては、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする森林病虫害等防除地区連絡協議会（以下「地区連絡協議会」という。）の意見を聴く等計画の適切な策定に必要な措置をとる。
- (2) 地区実施計画案（変更案）については、地区実施計画対象森林の所有者の意見を聴く。
- (3) 変更（策定）した地区実施計画を公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。

3 地区実施計画において定める事項及び様式

- (1) 地区実施計画対象森林の区域に関し必要な事項
地区防除指針において定める基準に従い、当該市町村における地区実施計画対象森林の区域を定めることとし、計画対象森林の区域については様式1により定めるものとする。
- (2) 自主防除措置（樹種転換及び薬剤による防除を除く。）に関し必要な事項
地区防除指針に即し、当該市町村における被害の状況、特定森林の機能及び被害程度、特定森林の存する地域の地形、林道等の諸条件等を総合的に勘案し、当該市町村における地区実施計画対象森林に係る自主防除措置（樹種転換及び薬剤による防除を除く。）ごとの対象区域等を様式2により定めることとする。
- (3) 樹種転換に関し必要な事項
樹種転換促進指針に即し、当該市町村における被害の状況、特定森林の機能及び

被害程度、特定森林の存する地域の地形、林道等の諸条件等を総合的に勘案し、当該市町村における地区実施計画対象森林に係る樹種転換の対象区域等を様式3により定めることとする。

(4) 薬剤による防除に関し必要な事項

都道府県防除実施基準に即し、当該市町村における被害の状況、特定森林の機能及び被害程度、周囲の土地及び水面の利用状況、特定森林の存する地域の地形、水利、林道等の諸条件等を総合的に勘案し、当該市町村における地区実施計画対象森林に係る薬剤による防除の対象区域等を様式4により調製するとともに、薬剤による防除の実施に当たっての配慮事項を記載することとする。

様式1 計画対象森林の区域

対象森林の区域 (樹種転換以外)	左の面積 A	対象森林の区域 (樹種転換)	左の面積 B	合 計 A + B

- (注) 1 森林の所在は、次により表示する。
- (1) 地域森林計画対象森林にあつては、原則として林小班、地域森林計画の対象となっていない森林については大字、字で表示する。
 - (2) 林班で表示する場合においては、1 林班内の小班が含まれない場合は「〇〇林班（ただし〇〇小班～〇〇小班を除く）。」と、一部の小班のみが含まれる場合は「〇〇林班（〇〇小班～〇〇小班、〇〇小班に限る。）」と表示する。
- 2 面積は、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。

様式2 自主防除措置（樹種転換及び薬剤による防除を除く。）の対象区域等

防除措置の種類		対象森林の区域	処理の方法	面積
特別伐倒駆除				
伐倒駆除				
補完伐倒駆除				
森林整備	不用木等の除去・処理			
	枝打ち			
	林床整理			

- (注) 1 特別伐倒駆除については、処理の方法別（全量搬出、現地での焼却、現地での破碎）に対象森林の区域及び面積を記載する。
- 2 対象森林の区域及び面積は、様式1の注による。

様式3 樹種転換の対象区域等

造成する森林の種類	対象森林の区域	伐採に関する事項		更新に関する事項		面積
		伐採の時期	伐採の方法	更新樹種	更新方法	

- (注) 1 造成する森林の種類は、当該森林の立地条件に応じ、しいたけ原木生産林、ヒノキ人工林、高木性広葉樹林等に分類して定めるものとする。
- 2 森林の区域は、その特定が必要な区域について、林班(地域森林計画の対象となっていない森林については、大字、字)で表示するものとする。
- 3 伐採時期は、伐採木が森林病虫害等の感染源とならないよう適切な時期に定めるものとする。
- 4 伐採の方法は、造成する森林の種類に応じ、皆伐、高木性広葉樹を保残した伐採等に分類して定めるものとする。
- 5 更新樹種は、造成する森林の種類に応じた適切な樹種を定めるものとする。
- 6 更新の方法は、造成する森林の種類に応じた適切な更新の方法を定めるものとする。
- 7 対象森林の区域及び面積は、様式1の注による。

様式4 薬剤による防除の対象区域等

防除措置	対象森林の区域	面 積
特別防除		
地上散布		

- (注) 1 薬剤による防除措置ごとに対象森林の区域、面積を記載すること。
 2 対象森林の区域及び面積は、様式1の注による。